

○建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定

昭和50年4月1日

告示第294号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造に制限を加える地域を次のとおり指定し、昭和50年4月1日から施行する。なお、建築基準法第22条の規定による指定区域(昭和34年静岡県告示第1045号、昭和49年静岡県告示第285号及び昭和49年静岡県告示第1137号)は、昭和50年3月31日限り廃止する。

下田 都市計画区域(図面表示の区域)

河津 // (//)

東伊豆 // (//)

伊東 // (//)

熱海 // (//)

田方広域 // (//)

御殿場小山広域 // (//)

東駿河湾広域 // (沼津市を除く図面表示の区域)

裾野 // (図面表示の区域)

芝川 // (//)

志太広域 // (焼津市を除く図面表示の区域)

島田 // (図面表示の区域)

榛南・南遠広域 // (//)

牧之原 準都市計画区域 (//)

東遠広域 都市計画区域(//)

中遠広域 // (//)

磐田 // (//)

西浜名広域 // (//)

賀茂郡松崎町(建築基準法第6条第1項第4号の規定による指定区域・図面表示の区域)

// 西伊豆町(//)

(「図面」は省略し、静岡県県民部建築住宅局建築安全推進室及び当該市町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

附 則(平成9年4月1日告示第360号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月30日告示第492号)

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第442号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月31日告示第818号)

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日告示第154号)

この告示は、平成21年2月27日から施行する。